

令和4年9月9日

名古屋税理士会
昭和支部の税理士の皆様へ

昭和税務署長 松井 保之

インボイス制度に係る事業者の登録申請に関するお知らせ

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、インボイス制度については、適格請求書発行事業者の登録申請の受付を開始しており、既に多くの事業者の方が登録申請をされています。

インボイス制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている事業者の方については、下記のとおり、早期の登録申請をお勧めしています。

御協力の程よろしくお願いいたします。

記

○ 早期登録申請のご案内

個人事業者の確定申告に併せて更に多くの登録申請が見込まれるほか、令和5年3月に近づくにつれて、登録申請が増加することが予想されます。これにより、登録申請書を提出される時期によっては、今まで以上に申請から登録通知までの時間を要することが想定されます。

取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている関与先の課税事業者の方については、早期の登録申請をお勧めしております。

※ 「令和4年3月末までの登録申請状況及び今後の申請見込みについて(令和4年4月国税庁)」

令和4年3月末までの登録申請状況及び 今後の申請見込みについて

令和4年4月
国税庁

1 現状

- 令和3年10月から登録申請書の受付を開始し、令和4年3月末までに**約34万件**が登録されている。

(参考) 令和3年10月以降の登録状況

10月: 46,496件

11月: 79,876件

12月: 70,582件

1月: 47,617件

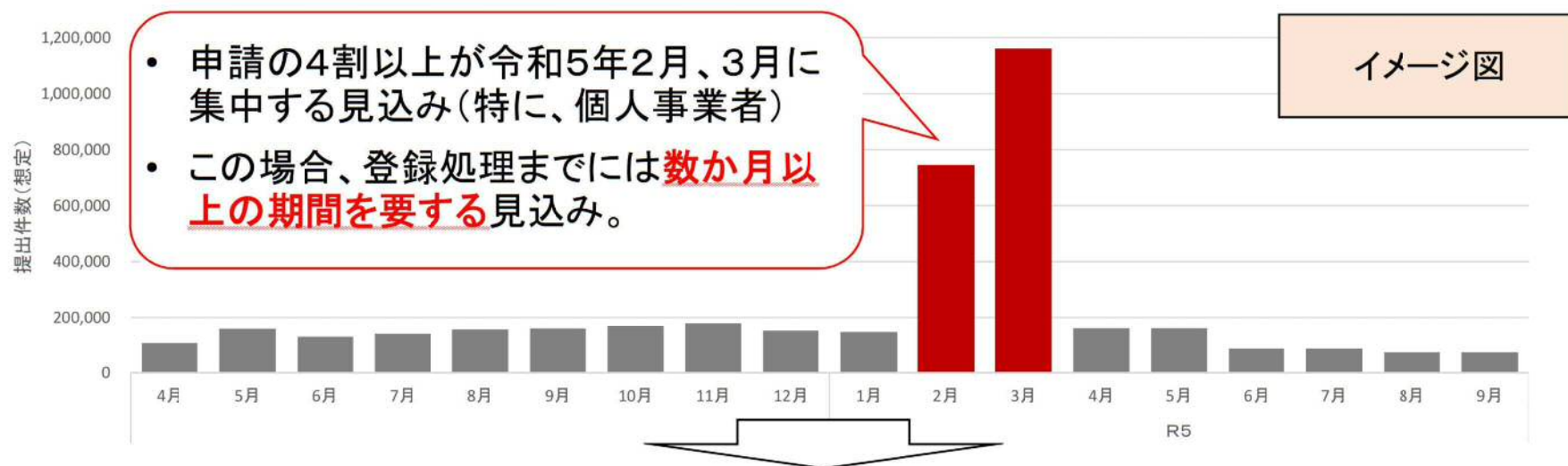
2月: 39,061件

3月: 61,199件

- 令和5年10月から登録事業者となるための原則的な申請期限である令和5年3月末まで残り1年となったが、進捗については、課税事業者に限っても、**法人で約1割強、個人では約5%程度**に留まっている。
- 令和4年3月末までの申請の**約85%が電子(e-Tax)**で提出されているものの、**電子通知希望割合は、このうち約66%**に留まっている。
- 令和4年3月時点において、申請から登録通知までの処理期間は、電子の場合は概ね2週間、書面の場合は概ね4週間程度で推移している。

2 今後の提出件数の想定

- 法人税の申告月、所得税の確定申告等のイベントを踏まえると、令和4年4月以降は、以下のような申請ペースになるものと予想。



- 事業者の準備を円滑に進めていただくためにも、これから申告期が到来する法人については申告と合わせて申請していただくなど、早めの申請をお勧めします(※)。また、登録を予定している個人事業者についても同様に、来年の確定申告を待たずに申請されることをお勧めします。
- 申請及び登録通知の受領は、便利なe-Taxをご利用ください。

(※) 国税局・税務署からも、税理士会や税理士・税理士法人に対して同様に早めのご準備をお勧めする内容の文書送付又は架電をさせていただく場合があります。